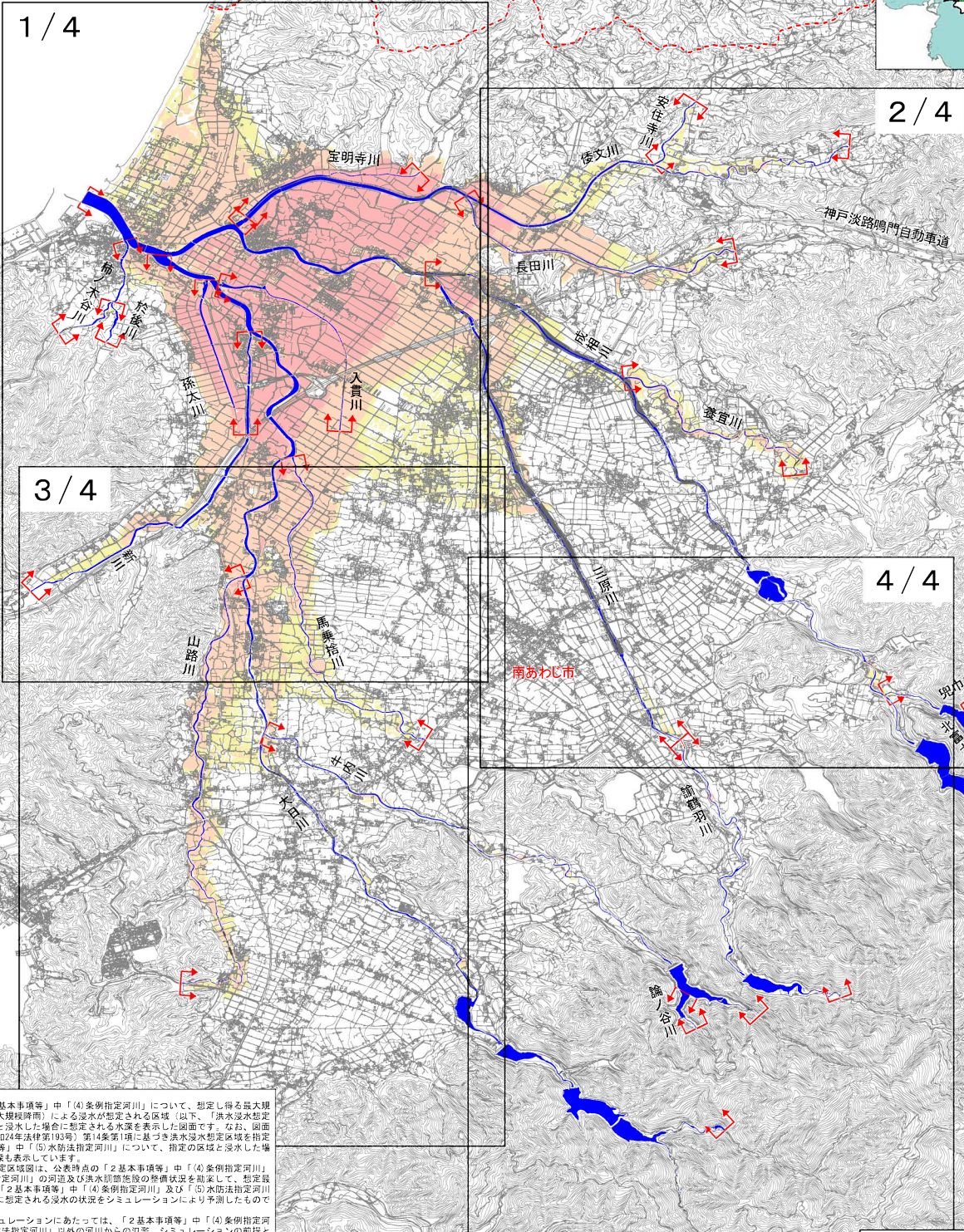


三原川水系 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)

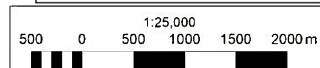


- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河況及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
 - (2) 指定年月日 令和元年 月 日
 - (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
 - (4) 条例指定河川 三原川水系の本谷川、於後川、大日川、孫太川、入貴川、新川、馬乗指川、山路川、牛内川、論ノ谷川、篠文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養宜川、北富士川、兜中谷川、論ノ谷川(指定県民局(センター):淡路県民局)
 - (5) 水防法指定河川 三原川水系三原川
 - (6) 関係市町 南あわじ市
 - (7) その他の計算条件等
 - ① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を表示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
 - ② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で堤防が破綻し、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 - ③ 氾濫計算は対象流域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 - ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、深積する計算メッシュとの連続性や、運搬物・埋積物(道路や鉄道等の浸土)を考慮して図化しています。また、浸水深は2mメッシュで計算した浸水深位から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡例

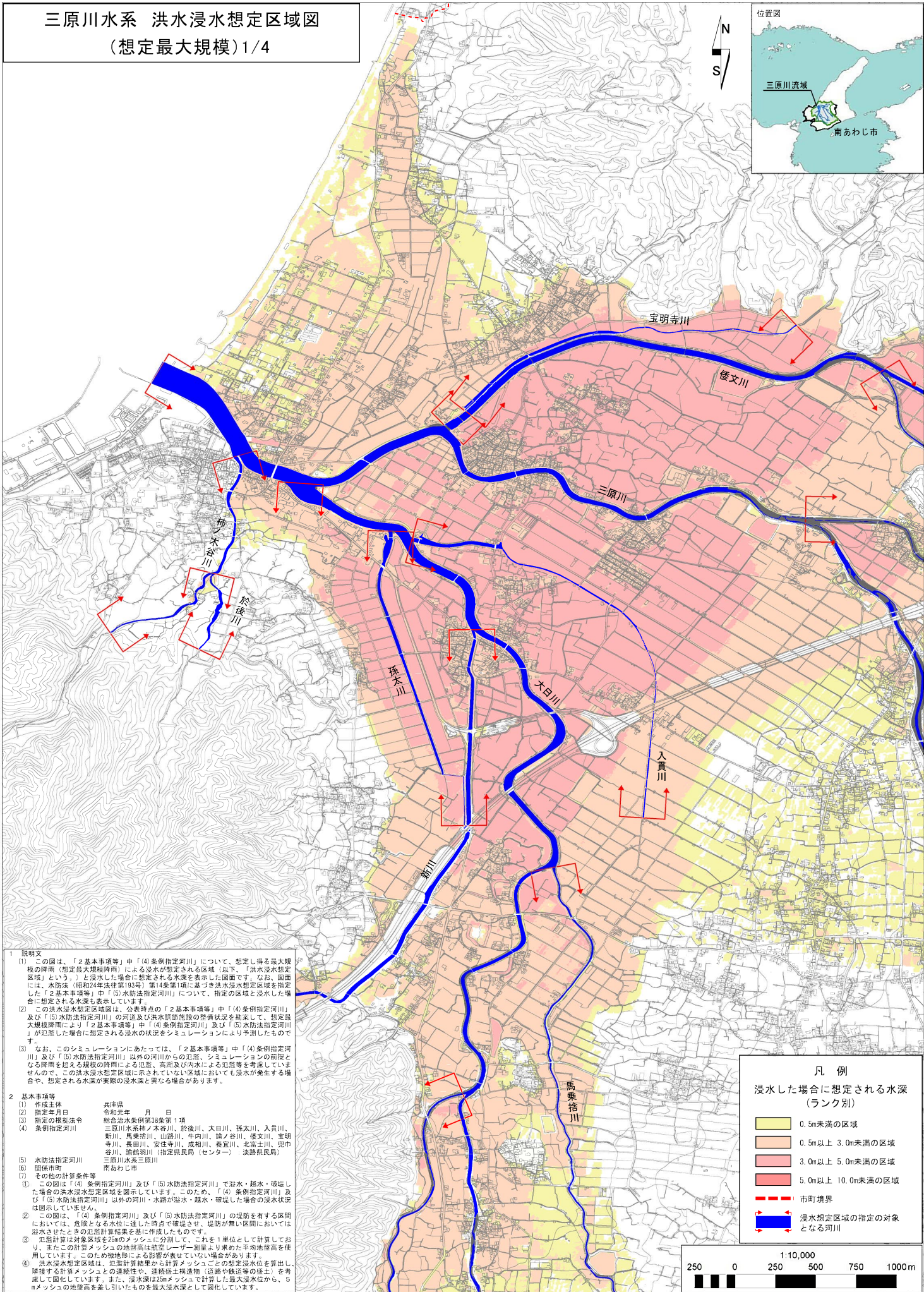
浸水した場合に想定される水深(ランク別)

	0.5m未満の区域
	0.5m以上 3.0m未満の区域
	3.0m以上 5.0m未満の区域
	5.0m以上 10.0m未満の区域
	市町境界
	浸水想定区域の指定の対象となる河川



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元令使、第342号)

三原川水系 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 1/4



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」といふ)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河川及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 三原川水系(本原川、於後川、大日川、孫太川、入貫川、新川、馬乗捨川、山踏川、牛内川、諫ノ谷川、柳木谷川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養直川、北富士川、兜巾谷川、熊野谷川(指定農林局(センター):淡路農林局)、三原川水系(三原川) 南あわじ市

(5) 水防法指定河川

(6) 関係市町 南あわじ市

(7) その他の計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を表示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で堤防が壊れ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

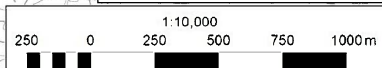
③ 氾濫計算は対象流域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、深積する計算メッシュとの連続性や、運搬物(道路や鉄道等の浸水)を考慮して図面化しています。また、浸水深は2mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図面化しています。

凡例

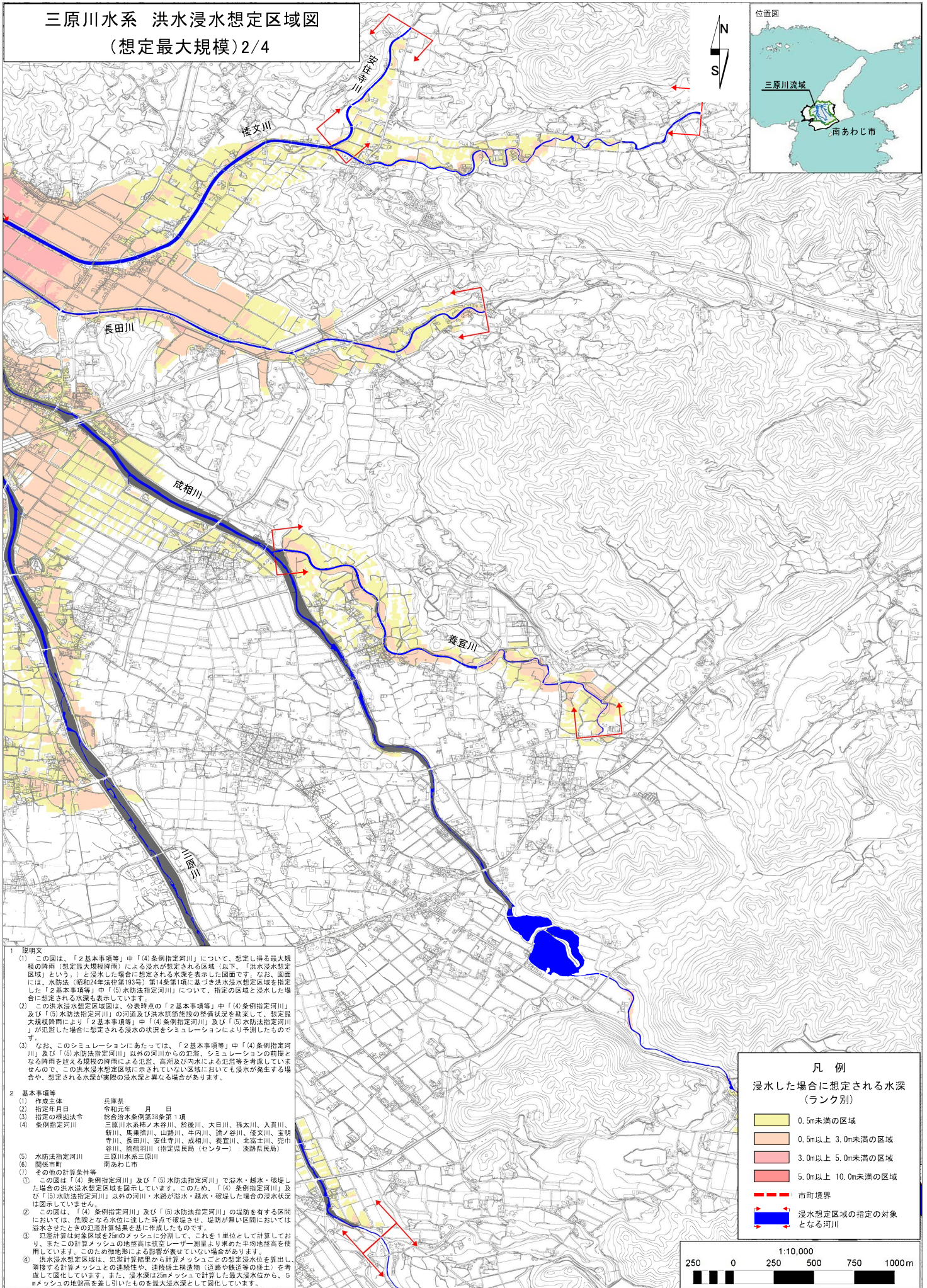
浸水した場合に想定される水深(ランク別)

	0.5m未満の区域
	0.5m以上 3.0m未満の区域
	3.0m以上 5.0m未満の区域
	5.0m以上 10.0m未満の区域
	市町境界
	浸水想定区域の指定の対象となる河川



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第342号)

三原川水系 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 2/4



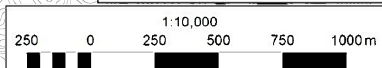
1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」といふ）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、公表後国の「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河川及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨による「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状態をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 指定年月日 令和元年 月 日
 (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
 (4) 条例指定河川 三原川水系の三原川、終後川、大日川、孫太川、入貫川、新川、馬兼谷川、山踏川、牛内川、諫ヶ谷川、倭文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養宜川、北富士川、兜巾谷川、熊野川（指定県民局（センター）：淡路県民局）
 (5) 水防法指定河川 三原川水系の三原川
 (6) 関係市町 南あわじ市
 (7) その他の計算条件等
 ① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を表示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
 ② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で堤防が破綻し、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫計算は対象流域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続体土質連物（道路や鉄道等の硬土）を考慮して図化しています。また、浸水水深は2mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡例

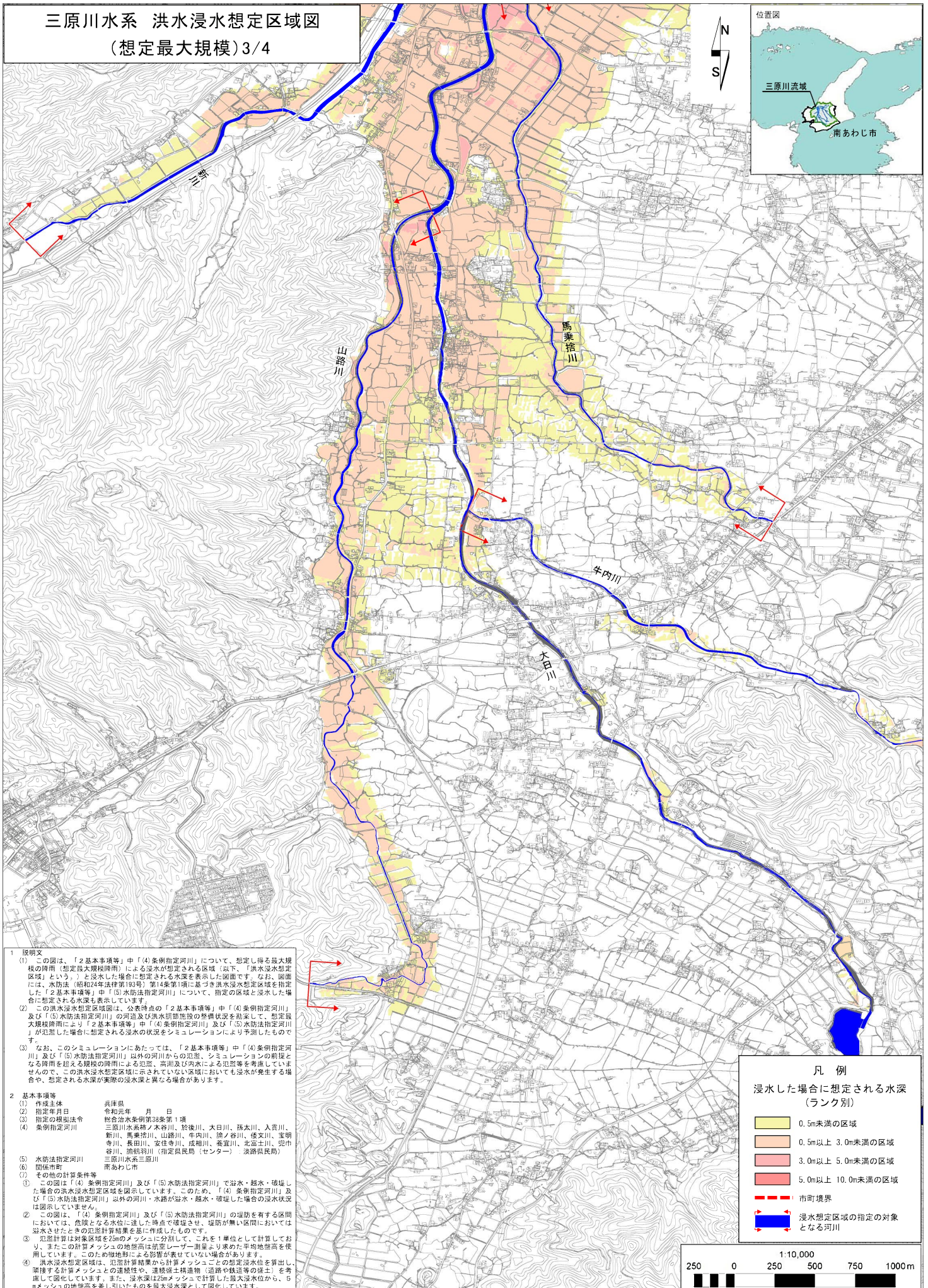
浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

	0.5m未満の区域
	0.5m以上 3.0m未満の区域
	3.0m以上 5.0m未満の区域
	5.0m以上 10.0m未満の区域
	市町境界
	浸水想定区域の指定の対象となる河川



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 令元情使、第342号）

三原川水系 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模) 3/4



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」において、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河川及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状態をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第32条第1項

(4) 条例指定河川 三原川水系、水谷川、於後川、大日川、孫太川、入貴川、新川、馬乗捨川、山路川、牛内川、狹ノ谷川、徳文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養宣川、北富士川、兜中谷川、瀬野羽川（指定農民間（センター）：淡路農民局）

(5) 水防法指定河川 三原川水系三原川

(6) 関係市町 南あわじ市

(7) その他の計算条件等

① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

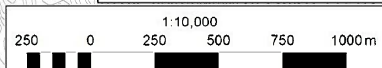
③ 氾濫計算は対象区域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続陸上構造物（道路や鉄道等の構造物）を考慮して図化しています。また、浸水深は20mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

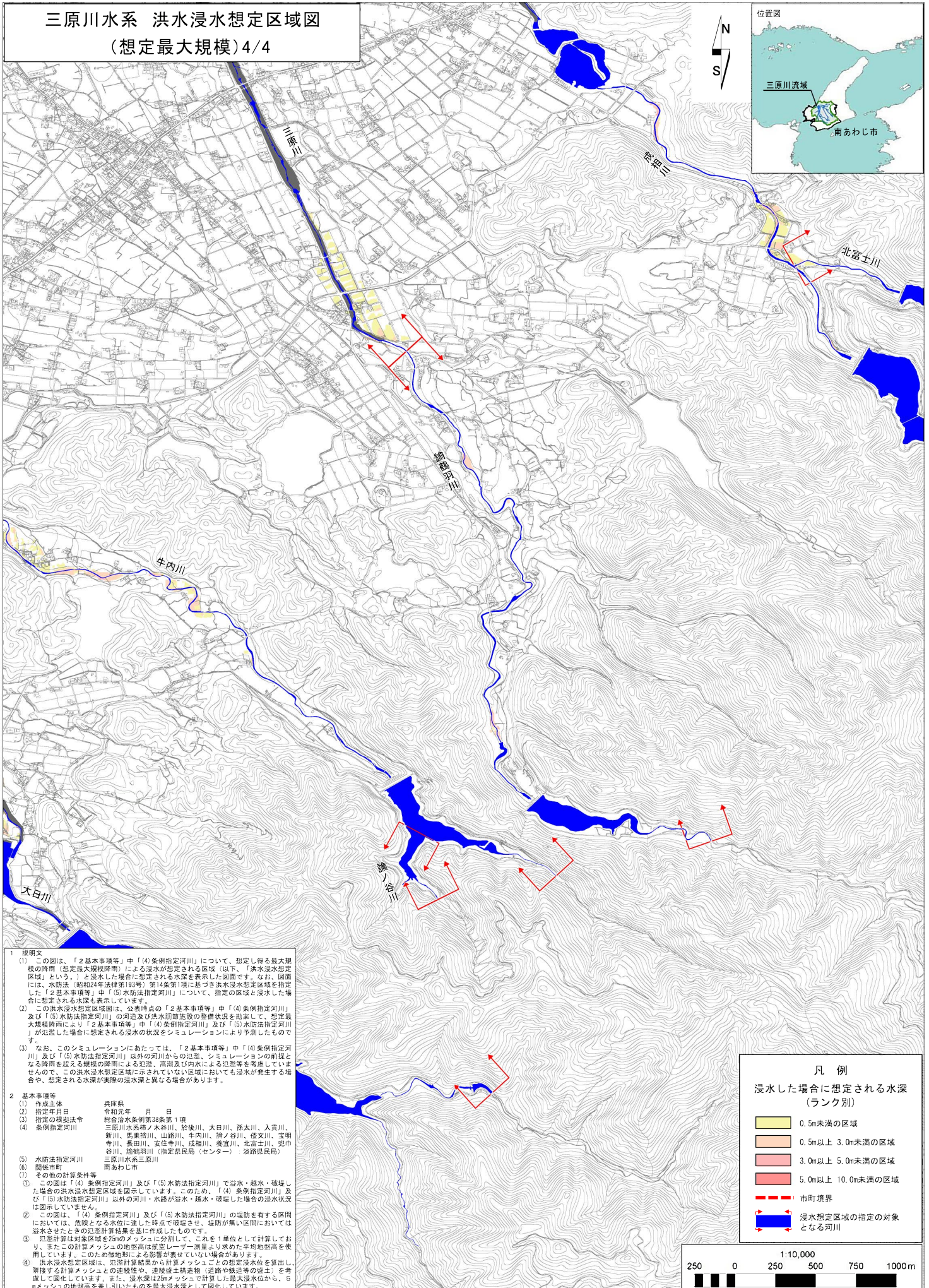
凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

	0.5m未満の区域
	0.5m以上 3.0m未満の区域
	3.0m以上 5.0m未満の区域
	5.0m以上 10.0m未満の区域
	市町境界
	浸水想定区域の指定の対象となる河川



三原川水系 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模) 4/4



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河川及び洪水調節施設の稼働状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状態をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 三原川水系の三原川、終後川、大日川、孫太川、入貫川、新川、馬乗谷川、山路川、牛内川、論ノ谷川、倭文川、宝明寺川、長田川、安住寺川、成相川、養宜川、北富士川、兜中谷川、論船羽川(指定県民局(センター):淡路県民局) 三原川水系三原川

(5) 水防法指定河川 三原川水系三原川

(6) 関係市町 南あわじ市

(7) その他の計算条件等

① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で治水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を表示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が治水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で堤防が破綻し、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果に基づき作成したものです。

③ 氾濫計算は対象流域を200メッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続陸上構築物(道路や鉄道等の陸上)を考慮して図化しています。また、浸水深は20メッシュで計算した最大浸水水位から、5メッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

	0.5m未満の区域
	0.5m以上 3.0m未満の区域
	3.0m以上 5.0m未満の区域
	5.0m以上 10.0m未満の区域
	市町境界
	浸水想定区域の指定の対象となる河川

